

## 付 議 予 定 案 件 一 覧 表

- 1 報告第4号 議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の報告について
- 2 報告第5号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 3 報告第6号 行橋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 4 報告第7号 行橋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 5 報告第8号 和解の専決処分について
- 6 報告第9号 行橋市職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 7 報告第10号 令和7年度行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 8 報告第11号 令和7年度行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 9 報告第12号 令和7年度行橋市水道事業会計繰越の報告について
- 10 報告第13号 令和7年度行橋市下水道事業会計繰越の報告について
- 11 議案第40号 行橋市環境衛生保全基金条例の制定について
- 12 議案第41号 行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第42号 行橋市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第43号 行橋市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第44号 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第45号 高機能消防指令システムの取得について
- 17 議案第46号 令和8年度行橋市一般会計補正予算について
- 18 議案第47号 令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算について
- 19 議案第48号 令和8年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について

報告第4号

議会の議決により指定された市長の専決処分事項についての専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の  
議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月16日

行橋市長 工 藤 政 宏

交通事故の場合において、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第13条に規定する保険金及び全国市有物件災害共済会による保険金等があるときは、当該保険金額に200万円を加えた金額以下の法律上市の義務に属する損害賠償（見舞金を含む。）の額を定めること。

損害賠償額	賠償の相手方	損害賠償に係る事故の概要等
69,884円	福岡県行橋市 ＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊ ＊＊＊	<p>(1) 件名 市道：金屋・西泉線 道路を横断する水路のグレーチングが外れたことによる、水路落下事故に対する損害賠償</p> <p>(2) 事故発生日時 令和6年8月31日21時10分</p> <p>(3) 発生場所 行橋市南大橋三丁目2番 付近</p> <p>(4) 事故の状況 相手方は金屋・西泉線を南西（今川上流側）から北東（今川下流側）へ自転車で友人宅から自宅のある金屋方面に向かっていた。文久井堰に差し掛かったとき、今川から取水する水門前にある水路にかかっていた金属製グレーチング4枚中3枚が外れており、相手方が気づいたときには、ブレーキが間に合わず、自転車前輪が水路に転落した後、その反動で相手方は水路を飛び越え、地面に顔から衝突し、顔面と両腕を強打した。相手方は前歯欠損、鼻から上顎にかけ裂傷、両腕に擦傷を負った。</p>

報告第5号

和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を決定することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年3月16日

行橋市長 工 藤 政 宏

記

- 1 損害賠償額 167,440円
- 2 賠償の相手方 行橋市\*\*\*\*\*  
\*\*\* \*\*
- 3 損害賠償に係る事件の概要等
  - (1) 件 名 市道行事8号線の道路舗装の隆起による傷害等に対する和解及び損害賠償
  - (2) 事故発生日時 令和7年12月19日 17時30分
  - (3) 発 生 場 所 行橋市行事八丁目 猪熊橋付近
  - (4) 事故の状況 相手方は行橋市と苅田町の市町境にある猪熊橋を苅田町側から行橋市側に徒歩で渡っていた。その際、橋中央の伸縮装置付近にあった舗装の隆起によりできた高さ約4センチメートルの段差に、相手方は左足がつまずき、転倒。顔の右側をアスファルトに強打し、頬骨を骨折した。

報告第6号

行橋市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市  
税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

行橋市長 工 藤 政 宏

## 行橋市税条例の一部を改正する条例

行橋市税条例（昭和61年行橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）

の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項又は法第317条の3の3第1項」に、「同項の規定による申告書に」を「第1項又は同条第1項の規定による申告書に」に、「同項の規定による申告書を提出する」を「第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第81条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の3とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に

改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」

に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同

項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る

譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の行橋市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の行橋市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の行橋市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について

適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の行橋市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法

等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（行橋市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 行橋市税条例等の一部を改正する条例（平成26年行橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

報告第7号

行橋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市  
国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

行橋市長 工藤政宏

## 行橋市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(行橋市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 行橋市国民健康保険税条例（昭和61年行橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第22条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

(行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 行橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年行橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定のうち第2条第5項中「国民健康保険法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第2条の改正規定の次に次のように加える。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第4条の2第1号中「。第6条の2」を「。次号、第6条の2、第8条の6」に改め、「、第6条の2」の次に「、第8条の6」を加える。

第8条の2の次に4条を加える改正規定のうち第8条の4中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

第8条の2の次に4条を加える改正規定のうち第8条の5の見出し中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改め、同条中「均等割額」を「被保

険者均等割額」に改める。

第22条第1項の改正規定中「減額して得た額」の次に「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号にトからリまでを加える改正規定のうち同号チ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に、「被保険者(」を「18歳以上被保険者(」に改める。

第22条第1項第2号にトからリまでを加える改正規定のうち同号チ及び第22条第1項第3号にトからリまでを加える改正規定のうち同号チ中「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に、「18歳以上被保険者(」に改める。

第22条第3項を改め、同項第2号を改め、同号イからニまでを削り、同項第4号を改め、同号イからニまでを削り、同項第6号を改め、同号イからニまでを削り、同項に3号を加える改正規定を次のように改める。

第22条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第2号中「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号イからニまでを削り、同項第4号中「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号イからニまでを削り、同項第6号中「として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額」を削り、同号イからニまでを削り、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定し

た被保険者均等割額（第1項の規定により減額した場合にあつてはその減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により減額した場合にあつてはその減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条に1項を加える改正規定のうち同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項）に、「。以下この項において同じ」を「」に限る」に改め、「納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第5項、第6項及び第8項から第15項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の3」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の行橋市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第8号

和解の専決処分について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和解することについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、和解することについて、次のとおり専決処分する。

令和8年4月21日

行橋市長 工藤政宏

記

- 1 損害賠償額 0円
- 2 和解の相手方 福岡県\*\*\*\*\*  
\*\*\* \*\*

3 和解に係る事件の概要等

件 名 福岡県久留米市内東櫛原交差点付近の交通事故に対する和解

事故発生日時 令和7年11月26日13時50分頃

発 生 場 所 福岡県久留米市東櫛原町2859付近

事故の状況 久留米市内の東櫛原交差点へ差し掛かり、右折レーンへ車線変更をしようとウインカーを上げ、車線変更を行っていたところ、後方の相手方車両がゼブラゾーンより進入し、研修バス右後方に接触した。

本件につき、行橋市及び相手方は、損害額を各自それぞれ負担する。また、今後本件に関し、双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしない。

報告第9号

行橋市職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、行橋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和8年4月30日

行橋市長 工 藤 政 宏

## 行橋市職員定数条例の一部を改正する条例

行橋市職員定数条例（昭和39年行橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

市長の事務部局の職員	340人
議会の事務部局の職員	7人
選挙管理委員会の事務部局の職員	3人
農業委員会の事務部局の職員	6人
監査委員の事務部局の職員	3人
教育委員会の事務部局の職員	56人
水道事業及び下水道事業の事務部局の職員	35人
合計	450人

### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

報告第10号

令和7年度行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度行橋市一般会計予算の繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

# 令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	廃棄物処理委託事業	1,435,000	1,435,000	0	0	0	0	1,435,000
		備蓄品補充事業(避難所環境改善事業)	2,698,000	2,680,000	0	1,340,000	0	0	1,340,000
		行橋市民生活応援商品券事業	772,603,000	772,603,000	0	749,764,000	0	0	22,839,000
	3 戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム改修事業	5,874,000	3,102,000	0	0	0	0	3,102,000
		マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る改修事業	2,255,000	2,255,000	0	1,848,000	0	0	407,000
3 民生費	4 老人福祉費	物価高騰対策に伴う介護施設助成事業	2,603,000	1,704,000	0	1,694,000	0	0	10,000
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬炉非常用発電設備改修工事	21,362,000	21,362,000	0	17,000,000	0	0	4,362,000
	2 清掃費	じん芥収集車購入事業	29,902,000	29,902,000	0	25,600,000	0	0	4,302,000
		し尿収集車購入事業	17,410,000	17,410,000	0	15,800,000	0	0	1,610,000
5 労働費	1 労働諸費	サンワークゆくはし空調設備改修事業	7,231,000	7,231,000	0	0	6,900,000	0	331,000
6 農林水産業費	2 林業費	林地崩壊防止事業	25,000,000	25,000,000	0	9,200,000	13,800,000	0	2,000,000
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	22,225,000	22,225,000	0	9,150,000	8,700,000	0	4,375,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業	37,000,000	37,000,000	0	16,939,000	15,200,000	0	4,861,000
		再編関連訓練移転等交付金事業	30,700,000	30,700,000	0	28,078,000	0	0	2,622,000
	4 都市計画費	立地適正化計画改定及び用途地域変更事業	4,885,000	4,861,000	0	0	0	0	4,861,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	33,679,000	33,679,000	0	10,147,000	19,900,000	0	3,632,000
		小学校空調整備事業	101,259,000	101,259,000	0	36,982,000	36,600,000	0	27,677,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	14,526,000	14,526,000	0	4,385,000	8,600,000	0	1,541,000
		中学校空調整備事業	240,835,000	240,835,000	0	117,403,000	116,200,000	0	7,232,000
	5 保健体育費	行橋市武道館改修事業	159,070,000	142,469,000	0	0	142,200,000	0	269,000
		人工芝照明塔改修事業	29,608,000	29,608,000	0	27,607,000	0	0	2,001,000
配送車購入事業		10,826,000	9,570,000	0	9,570,000	0	0	0	
合 計			1,572,986,000	1,551,416,000	0	1,082,507,000	368,100,000	0	100,809,000

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工藤政宏









令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予 算 科 目				予算計上額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	款	項	目	節			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る改修事業	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費		11,979,000	2,255,000	0	1,848,000	407,000
				1 報酬	2,680,000	0			
				3 職員手当等	723,000	269,000			
				(時間外勤務手当)	269,000	269,000			
				(パートタイム会計年度任用職員期末勤勉手当)	454,000	0			
				4 共済費	207,000	0			
				10 需用費	138,000	138,000			
				(消耗品費)	(138,000)	(138,000)			
				11 役務費	2,885,000	0			
				(通信運搬費)	(2,885,000)	(0)			
				12 委託料	5,346,000	1,848,000			

繰越明許費議決額 2,255,000円













令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予 算 科 目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
水産物供給基盤機能保全 事業	6 農林水産業費	3 水産業費	4 漁港建設費		55,001,000	22,225,000	0	17,850,000	4,375,000
				3 職員手当等 (時間外勤務手当)	321,000	171,000			
				8 旅費	53,000	38,000			
				10 需用費 (消耗品費)	26,000	16,000			
				12 委託料	8,085,000	0			
				14 工事請負費	46,516,000	22,000,000			

繰越明許費議決額 22,225,000円



令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予 算 科 目				予算計上額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	款	項	目	節			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
再編関連訓練移転等交付金事業	8 土木費	2 道路橋りょう費	3 基地周辺道路新設改良費		104,019,000	30,700,000	0	28,078,000	2,622,000
				3 職員手当等	632,000	93,000			
				(時間外勤務手当)	(632,000)	(93,000)			
				8 旅費	146,000	8,000			
				10 需用費	333,000	0			
				(消耗品費)	(212,000)	(0)			
				(燃料費)	(71,000)	(0)			
				(修繕料)	(50,000)	(0)			
				11 役務費	40,000	0			
				(通信運搬費)	(40,000)	(0)			
				12 委託料	37,017,000	0			
				14 工事請負費	49,784,000	30,599,000			
				16 公有財産購入費	16,067,000	0			

繰越明許費議決額 30,700,000円

令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予 算 科 目				予算計上額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	款	項	目	節			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源
立地適正化計画改定及び 用途地域変更事業	8 土木費	4 都市計画費	1 都市計画総務費		15,406,000	4,861,000	0	0	4,861,000
				1 報酬	307,000	57,000			
				3 職員手当等 (時間外勤務手当)	213,000 (213,000)	52,000 (52,000)			
				8 旅費	370,000	166,000			
				10 需用費 (消耗品費)	204,000 (204,000)	37,000 (37,000)			
				11 役務費 (通信運搬費)	20,000 (20,000)	5,000 (5,000)			
				12 委託料	14,292,000	4,544,000			

繰越明許費議決額 4,885,000円



令和7年度 行橋市一般会計繰越明許費繰越明細書

(単位:円)

事業名	予 算 科 目				予算計上額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
	款	項	目	節			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源		
小学校空調整備事業	10 教育費	2 小学校費	3 学校施設整備費		129,964,000	101,259,000	0	73,582,000	27,677,000		
				3 職員手当等	100,000	100,000					
				(時間外勤務手当)	(100,000)	(100,000)					
				8 旅費	30,000	30,000					
				10 需用費	560,000	400,000					
				(消耗品費)	(560,000)	(400,000)					
				12 委託料	36,551,000	8,006,000					
				14 工事請負費	92,723,000	92,723,000					

繰越明許費議決額 101,259,000円











報告第11号

令和7年度行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和7年度行橋市一般会計予算の事故繰越しに係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

# 令和7年度 行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書

令和7年度 行橋市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既収入特 定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
									国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10	教育費	2 小学校費	35,232,066	8,058,666	27,173,400	50,820	27,224,220	12,543,000	12,609,000	0	0	2,072,220	令和8年4月の変圧器の新基準施行に伴う製造ラインの混乱により、変圧器の納期が大幅に遅延することとなり、年度内の実施が困難となったため。
11	災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	3,927,000	0	3,927,000	0	3,927,000	27,000	1,930,545	0	0	1,969,455	令和7年8月豪雨により、水路法面が崩壊したため災害復旧事業により事業を実施するものの、不可視により条件付き査定となっていた箇所について土砂を撤去したところ、水路が損傷しており、工事内容が重要変更となることから、国・県との工法協議に時間を要し、年度内の事業完了が見込めなくなったため。
合 計			39,159,066	8,058,666	31,100,400	50,820	31,151,220	12,570,000	14,539,545	0	0	4,041,675	

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工藤政宏





報告第12号

令和7年度行橋市水道事業会計繰越の報告について

令和7年度行橋市水道事業会計繰越に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越した  
ので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報  
告する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

令和7年度

行橋市水道事業会計予算繰越計算書

# 令和7年度 行橋市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明	
						国庫補助金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金				
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	配水設備費 (配水管布設替工事)	円 199,450,000	円 187,475,000	円 11,975,000	円 0	円 0	円 11,975,000	円 0	円 0	(西泉五丁目) 地元調整に時間を要 し、工程が遅延したた め	
		配水設備費 (その他工事)	円 130,840,000	円 121,129,000	円 9,711,000	円 0	円 0	円 9,711,000	円 0	円 0	(浄水場関連工事) 入札が二度不調とな り、年度内完了が困難 となったため	
		第5次拡張事業	円 107,575,000	円 100,367,000	円 7,208,000	円 0	円 0	円 7,208,000	円 0	円 0	(南泉二丁目) 他工事との調整により 工程が遅延したため	
		老朽管更新事業	円 56,020,000	円 42,020,000	円 14,000,000	円 2,392,000	円 7,176,000	円 4,432,000	円 0	円 0	円 0	(中央三丁目) 12月に補助金交付決定 を受け、年度内完了が 困難となったため
		重要給水施設配水管事業	円 50,615,000	円 32,115,000	円 18,500,000	円 2,553,000	円 5,100,000	円 10,847,000	円 0	円 0	円 0	(今井) 12月に補助金交付決定 を受け、年度内完了が 困難となったため
		水道管路緊急改善事業	円 108,320,000	円 79,408,000	円 28,912,000	円 3,602,000	円 14,408,000	円 10,902,000	円 0	円 0	円 0	(前田ヶ丘) 12月に補助金交付決定 を受け、年度内完了が 困難となったため
合 計			円 652,820,000	円 562,514,000	円 90,306,000	円 8,547,000	円 26,684,000	円 55,075,000	円 0	円 0		

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

報告第13号

令和7年度行橋市下水道事業会計繰越の報告について

令和7年度行橋市下水道事業会計繰越に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越した  
たので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により  
報告する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

令和7年度

行橋市下水道事業会計予算繰越計算書

令和7年度 行橋市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	污水管路 建設改良事業	円 304,321,000	円 230,321,000	円 15,000,000	円 0	円 10,600,000	円 4,400,000	円 59,000,000	円 0	地元との調整
		処理場 建設改良事業	円 81,800,000	円 11,800,000	円 28,000,000	円 12,825,000	円 10,400,000	円 4,775,000	円 42,000,000	円 0	資材の入手難
合計			円 386,121,000	円 242,121,000	円 43,000,000	円 12,825,000	円 21,000,000	円 9,175,000	円 101,000,000	円 0	

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工 藤 政 宏

議案第40号

行橋市環境衛生保全基金条例の制定について

行橋市環境衛生保全基金条例を別案のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

## 行橋市環境衛生保全基金条例（案）

### （目的）

第1条 行橋市における環境衛生の保全のため、行橋市環境衛生保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### （運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### （処分）

第5条 基金は、環境衛生の保全に資する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### （委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定について  
行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例（案）

行橋市男女共同参画を推進する条例（平成15年行橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第8項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第42号

行橋市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
行橋市体育施設条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

行橋市体育施設条例（平成17年行橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次の各号で」を「次に」に、「利用料金」を「利用料金（冷房利用料金及び暖房利用料金を除く。）」に改める。

別表4を次のように改める。

別表4（第9条関係）

行橋市武道場利用料金表

（単位：円）

利用区分		利用単位	9時から17時まで	17時から22時まで
競技場	全面利用	1時間	660	990
	1／3面利用		220	330
	1／6面利用		110	170
冷房利用料金		1時間1台	140	
暖房利用料金		1時間1台	110	

備考

- (1) 市外居住者が競技場を利用する場合の利用料金は、この表に定める額の10割に相当する額を加算した額とする。
- (2) 利用時間が1時間に満たない場合であっても、当該時間については、1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第43号

行橋市集会所条例の一部を改正する条例の制定について  
行橋市集会所条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

行橋市集会所条例の一部を改正する条例（案）

行橋市集会所条例（昭和63年行橋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表鳥井原集会所の項、西寺畔集会所の項及び下検地集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

## 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例（案）

行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成11年行橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 一般廃棄物の減量及び処理（第13条—第20条）

第3章 手数料等（第21条—第24条）

第4章 雑則（第25条）

第5章 罰則（第26条・第27条）

### 附則

第14条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項及び前項」に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第24条を削る。

第23条第1項中「第15条」を「第16条」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「第21条」を「第22条」に改め、同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第2章中第19条を第20条とし、第15条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物の持ち去り禁止）

第15条 第10条に規定するごみステーションに排出された一般廃棄物のうち、行橋市一般廃棄物の持ち去り行為禁止に係る指導等実施要綱に定めたものについて、市長の指定する者以外の者がこれを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を

行わないよう命ずることができる。

本則に次の2章を加える。

#### 第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第26条 第15条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

別表第1中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

別表第2中「第22条関係」を「第23条関係」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例の一部改正)

第2条 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の臨時特例を定める条例（令和6年行橋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第20条第1項」を「第21条第1項」に改める。

議案第45号

高機能消防指令システムの取得について

次のとおり高機能消防指令システムを取得することについて、行橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年行橋市条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

記

1 財産の表示

(1) 品名 高機能消防指令システム

(2) 数量 一式

2 取得価格 140,800,000円

3 契約の方法 随意契約

4 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号

NECネットエスアイ株式会社 九州支店

支店長 中牟田 哲 治

5 納入期限 令和9年2月28日

6 納入場所 行橋市消防本部（署）

議案第46号

令和8年度行橋市一般会計補正予算について

令和8年度行橋市一般会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

令和8年度 行橋市一般会計補正予算 (第2次)(案)

## 令和8年度 行橋市一般会計補正予算（第2次）（案）

令和8年度行橋市の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額31,620,039千円に歳入歳出それぞれ2,250,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,870,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工藤 政宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 分担金及び負担金		289,116	10,290	299,406
	1 負担金	289,116	10,290	299,406
16 国庫支出金		7,773,904	862,903	8,636,807
	1 国庫負担金	6,970,849	149,041	7,119,890
	2 国庫補助金	786,812	713,862	1,500,674
17 県支出金		3,366,212	114,288	3,480,500
	1 県負担金	2,298,715	6,868	2,305,583
	2 県補助金	891,193	111,645	1,002,838
	3 県委託金	176,304	△4,225	172,079
20 繰入金		1,171,702	646,383	1,818,085
	2 基金繰入金	1,104,352	646,383	1,750,735
22 諸収入		332,663	13,543	346,206
	5 雑入	220,436	13,543	233,979
23 市債		66,400	602,700	669,100
	1 市債	66,400	602,700	669,100
歳入	合 計	31,620,039	2,250,107	33,870,146

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		3,465,146	111,276	3,576,422
	1 総務管理費	2,780,725	110,418	2,891,143
	2 徴税費	316,819	858	317,677
3 民生費		16,462,172	319,055	16,781,227
	1 社会福祉費	4,368,712	11,280	4,379,992
	2 児童福祉費	6,867,600	87,088	6,954,688
	3 生活保護費	2,802,248	205,873	3,008,121
4 衛生費	4 老人福祉費	2,414,762	14,814	2,429,576
		2,383,750	91,861	2,475,611
	1 保健衛生費	555,680	17,123	572,803
	2 清掃費	1,828,070	74,738	1,902,808
5 労働費		23,373	135,663	159,036
	1 労働諸費	23,373	135,663	159,036
6 農林水産業費		526,432	197,426	723,858
	1 農業費	463,074	151,234	614,308
	2 林業費	19,157	2,133	21,290
	3 水産業費	44,201	44,059	88,260
7 商工費		206,828	27,433	234,261
	1 商工費	206,828	27,433	234,261
8 土木費		681,683	984,788	1,666,471
	2 道路橋りょう費	199,047	279,389	478,436
	3 河川費	3,104	162,891	165,995
	4 都市計画費	203,397	507,158	710,555
	5 住宅費	191,295	35,350	226,645
9 消防費		990,330	16,893	1,007,223
	1 消防費	990,330	16,893	1,007,223

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10 教育費		2,884,846	364,508	3,249,354
	1 教育総務費	509,445	6,015	515,460
	2 小学校費	363,299	45,451	408,750
	3 中学校費	240,704	49,995	290,699
	4 社会教育費	788,106	121,881	909,987
13 諸支出金	5 保健体育費	983,292	141,166	1,124,458
		1,671,381	1,204	1,672,585
	1 繰出金	1,633,281	1,204	1,634,485
歳	出	合	計	
		31,620,039	2,250,107	33,870,146

## 第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	防災食育センター蒸気発生装置更新事業	82,874

### 第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
じん芥収集車購入	令和9年度	33,426
市営住宅長寿命化改修事業	令和9年度	23,958
令和9年度貸付行橋市条件付返還免除型奨学金	令和9年度以降行橋市条件付返還免除型奨学金条例第6条に定める期間の満了まで	月額20,000円に各奨学生(25名以内)の正規修業期間月数を乗じて得られた額の総額

第4表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額 (以内)	起債の方法	利率 (以内)	償還の方法
6 防災施設整備事業債	1,700	証書借入又は証券発行の方法により、政府、銀行、その他から起債する。起債時期は、令和8年度とする。ただし、工事その他の都合により、起債額の全部又は一部を令和9年度以降に繰越すことができる。	年4.0%以内とする。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	償還期限は、据置期間を含め40年度間以内に元金均等償還、元利均等償還又は融通先の融通条件とする。ただし、融通条件又は財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利息に借換することができる。この市債にかわる短期債は、適宜期限を定め、その期限内にこの起債の収入金をもって償還する。償還財源は、一般財源又は、その他の特定財源をもってこれにあてる。
7 デジタル活用推進事業債	2,600			
8 廃棄物処理施設整備事業債	3,900			
9 清掃事業所施設整備事業債	2,900			
10 漁港施設整備事業債	15,800			
11 道路整備事業債	104,800			
12 河川整備事業債	53,000			
13 都市下水施設整備事業債	159,300			
14 都市公園整備事業債	20,600			
15 公営住宅整備事業債	4,100			
16 駅周辺整備事業債	3,300			
17 社会教育施設整備事業債	4,300			
18 学校給食施設整備事業債	82,800			
19 就労者総合福祉施設整備事業債	135,400			



# 予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
14 分担金及び負担金	289,116	10,290	299,406
16 国庫支出金	7,773,904	862,903	8,636,807
17 県支出金	3,366,212	114,288	3,480,500
20 繰入金	1,171,702	646,383	1,818,085
22 諸収入	332,663	13,543	346,206
23 市債	66,400	602,700	669,100
歳 入 合 計	31,620,039	2,250,107	33,870,146

1. 総括  
(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,465,146	111,276	3,576,422	35,236	4,000	21,967	50,073
3 民生費	16,462,172	319,055	16,781,227	222,582	0	0	96,473
4 衛生費	2,383,750	91,861	2,475,611	43,511	6,100	11,690	30,560
5 労働費	23,373	135,663	159,036	0	133,900	0	1,763
6 農林水産業費	526,432	197,426	723,858	93,603	45,300	10,645	47,878
7 商工費	206,828	27,433	234,261	14,058	0	12,197	1,178
8 土木費	681,683	984,788	1,666,471	432,538	318,800	111,658	121,792
9 消防費	990,330	16,893	1,007,223	740	8,000	2,282	5,871
10 教育費	2,884,846	364,508	3,249,354	134,923	86,600	51,894	91,091
13 諸支出金	1,671,381	1,204	1,672,585	0	0	0	1,204
歳出合計	31,620,039	2,250,107	33,870,146	977,191	602,700	222,333	447,883

## 2. 歳入

(款) 14 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 農林水産業費負担金	0	7,800	7,800	1 農業費負担金	7,800	水道広域連携関連工事負担金
4 衛生費負担金	81,186	2,490	83,676	1 清掃費負担金	2,490	し尿広域処理負担金 978 し尿広域処理工事等負担金 1,512
計	289,116	10,290	299,406			

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	6,970,849	149,041	7,119,890	3 生活保護費負担金	149,041	生活保護費負担金 (最高裁分)
計	6,970,849	149,041	7,119,890			

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	277,594	35,236	312,830	1 総務費補助金	35,236	特定防衛施設周辺整備調整交付金 13,000 再編交付金 19,300 新しい地方経済・生活環境創生交付金 1,412 デジタル基盤改革支援補助金 1,524

## (款) 16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	364,074	44,728	408,802	1 社会福祉費補助金	1,700	地域診療情報連携推進費補助金	
				2 生活保護費補助金	7,146	保護費等の追加給付事務補助金	
				3 児童福祉費補助金	22,099	特定防衛施設周辺整備調整交付金	1,200
						就学前教育・保育施設整備交付金	18,087
						地域診療情報連携推進費補助金	1,045
子ども・子育て支援交付金	187						
子ども・子育て支援施設整備交付金	1,580						
4 老人福祉費補助金	13,783	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金					
3 衛生費国庫補助金	32,502	43,425	75,927	1 保健衛生費補助金	43,425	特定防衛施設周辺整備調整交付金	
4 農林水産業費国庫補助金	3,437	18,087	21,524	1 農業費補助金	6,337	特定防衛施設周辺整備調整交付金 再編交付金	5,940 397
				2 水産業費補助金	11,750	再編関連訓練移転等交付金 特定防衛施設周辺整備調整交付金	4,500 7,250
5 商工費国庫補助金	0	2,880	2,880	1 商工費補助金	2,880	特定防衛施設周辺整備調整交付金	
6 土木費国庫補助金	16,205	431,278	447,483	1 道路費補助金	102,724	再編交付金	48,654
						社会資本整備総合交付金 道路交通安全施設等整備事業費補助(通学路緊急対策)	25,470 28,600
3 都市公園費補助金	33,800	社会資本整備総合交付金 特定防衛施設周辺整備調整交付金	24,300 9,500				

## (款) 16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
				5 住宅費補助金	9,004	社会資本整備総合交付金	
				6 都市下水道費補助金	159,350	防災・安全社会資本整備交付金 浸水対策下水道事業交付金	25,200 134,150
				7 河川費補助金	96,900	再編関連訓練移転等交付金	
				8 都市再生整備費補助金	29,500	特定防衛施設周辺整備調整交付金	
7 消防費国庫補助金	0	740	740	1 消防費補助金	740	特定防衛施設周辺整備調整交付金	
8 教育費国庫補助金	93,000	137,488	230,488	1 小学校費補助金	11,694	再編関連訓練移転等交付金	
				2 中学校費補助金	21,786	再編交付金 特定防衛施設周辺整備調整交付金	15,098 6,688
				4 社会教育費補助金	104,008	特定防衛施設周辺整備調整交付金 史跡等購入費補助金 社会資本整備総合交付金 再編関連訓練移転等交付金 新しい地方経済・生活環境創生交付金	48,500 37,578 2,000 15,600 330
計	786,812	713,862	1,500,674				

## (款) 17 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,282,855	6,868	2,289,723	6 保険基盤安定負担金	6,868	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	2,298,715	6,868	2,305,583			

## (款) 17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	530,478	21,945	552,423	2 児童福祉費補助金	21,945	保育所等給食支援費補助金 20,178 放課後児童クラブ室施設整備費補助金 1,580 福岡県子育て短期支援事業費補助金 187
3 衛生費県補助金	33,083	86	33,169	1 保健衛生費補助金	86	地域における運動習慣定着促進事業費補助金
4 農林水産業費県補助金	80,346	75,516	155,862	1 農業費補助金	61,360	環境保全型農業直接支払交付金 548 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 2,630 農地耕作条件改善事業費補助金 6,000 多面的機能支払交付金 21,501 麦類生産技術向上事業補助金 4,045 活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金 1,168 中山間地域等直接支払交付金 8,734 水田農業担い手機械導入支援事業補助金 6,734 農村環境整備事業補助金 10,000

## (款) 17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				3 水産業費補助金	13,216	漁港等施設改修事業費補助金
				4 畜産業費補助金	940	ふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金
5 商工費県補助金	1,782	11,178	12,960	3 商工業振興費補助金	11,178	福岡県宿泊税交付金
6 土木費県補助金	3,741	1,260	5,001	3 都市計画費補助金	1,260	美しいまちづくり推進費補助金
8 教育費県補助金	229,671	1,660	231,331	6 教育総務費補助金	1,660	教育支援体制整備事業費補助金 1,040 ふくおか学力アップ推進事業補助金(学力推進拠点校) 340 ふくおか学力向上推進事業等補助金 280
計	891,193	111,645	1,002,838			

## (款) 17 県支出金

## (項) 3 県委託金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費県委託金	33,809	△ 4,225	29,584	1 社会教育費委託金	△ 4,225	埋蔵文化財発掘調査委託金
計	176,304	△ 4,225	172,079			

## (款) 20 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,104,352	646,383	1,750,735	1 基金繰入金	646,383	財政調整基金 447,883 自転車駐車場整備費基金 2,158 公共施設等整備保全基金 168,500 ふるさと納税基金 11,176 森林環境整備基金 2,133 観光振興基金 14,533
計	1,104,352	646,383	1,750,735			

## (款) 22 諸収入

## (項) 5 雑入

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	220,436	13,543	233,979	1 諸雑入	13,543	日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 3,824 コミュニティ助成事業助成金 2,500 救急支弁金 2,282 農地耕作条件改善事業費地元負担金 712 埋蔵文化財発掘調査負担金 4,225
計	220,436	13,543	233,979			

## (款) 23 市債

## (項) 1 市債

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	8,300	4,000	12,300	3 防災施設整備事業債	1,700	防災施設整備事業債
				7 デジタル活用推進事業債	2,300	デジタル活用推進事業債
3 衛生債	0	6,100	6,100	1 廃棄物処理施設整備事業債	3,500	音無苑整備事業債
				3 清掃事業所施設整備事業債	2,600	清掃事業所施設整備事業債
4 農林水産業債	39,300	45,300	84,600	1 土地改良施設整備事業債	17,500	県営ほ場整備事業債 1,400 緊急自然災害防止対策事業債 16,100
				2 漁港施設整備事業債	15,800	漁港施設整備事業債
				5 農村環境整備事業債	12,000	ため池整備事業債
5 土木債	0	318,800	318,800	1 道路整備事業債	95,200	道路整備事業債 41,600 公共施設等適性管理推進事業債 53,600
				3 河川整備事業債	53,000	河川整備事業債
				5 都市下水施設整備事業債	144,800	都市下水施設整備事業債
				6 都市公園整備事業債	18,700	都市公園整備事業債
				8 公営住宅整備事業債	4,100	公営住宅整備事業債

## (款) 23 市債

## (項) 1 市債

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				11 駅周辺整備事業債	3,000	駅周辺整備事業債
6 消防債	15,300	8,000	23,300	1 消防施設整備事業債	8,000	消防施設整備事業債
7 教育債	0	86,600	86,600	3 社会教育施設整備事業債	3,800	文化財保存整備事業債
				4 学校給食施設整備事業債	82,800	学校給食施設整備事業債
13 労働債	0	133,900	133,900	1 就労者総合福祉施設整備事業債	133,900	就労者総合福祉施設整備事業債
計	66,400	602,700	669,100			

### 3. 歳出

#### (款) 2 総務費

#### (項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 文書広報費	60,316	3,471	63,787	1,412	0	1,698	361	12 委託料	2,750	行橋市魅力発信PR業務委託料	
								17 備品購入費	721	パソコン 撮影用備品	637 84
3 財産管理費	200,954	48,200	249,154	14,300	0	19,000	14,900	3 職員手当等	1,044	時間外勤務手当	
								8 旅費	73	普通旅費	
								12 委託料	24,398	設計等委託料	
								14 工事請負費	20,375	防犯灯設置工事 防水改修工事	14,600 5,775
								17 備品購入費	2,310	プリンター	
5 企画費	484,607	18,483	503,090	0	0	1,269	17,214	3 職員手当等	269	時間外勤務手当	
								12 委託料	906	職員研修委託料	
								18 負担金、補助及び交付金	17,308	路線バス対策補助金 視察費用助成金	16,308 1,000
13 地域情報通信費	120,150	7,986	128,136	0	2,300	0	5,686	12 委託料	2,574	行橋市公式ホームページ保守・運用委託料	
								13 使用料及び賃借料	2,827	システム使用料	
								18 負担金、補助及び交付金	2,585	行橋駅周辺防犯カメラ設置助成金	

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
16 防災諸費	19,115	32,278	51,393	19,524	1,700	0	11,054	10 需用費	12,794	消耗品費 印刷製本費	3,740 9,054
								12 委託料	14,669	計画策定委託料 標準化対応委託料	13,145 1,524
								13 使用料及 び賃借料	424	システム使用料 施設使用料	154 270
								14 工事請負 費	4,391	防災行政無線整備工事 防災倉庫新設工事	2,675 1,716
計	2,780,725	110,418	2,891,143	35,236	4,000	21,967	49,215				

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 賦課徴収費	57,848	858	58,706	0	0	0	858	12 委託料	858	システム改修委託料	
計	316,819	858	317,677	0	0	0	858				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	380,310	6,578	386,888	0	0	0	6,578	12 委託料	660	アスベスト調査委託料
								14 工事請負費	5,918	集会所解体工事費
2 障害者福祉費	3,958,207	4,702	3,962,909	1,700	0	0	3,002	3 職員手当等	60	時間外勤務手当
								10 需用費	54	消耗品費
								12 委託料	3,288	システム改修委託料
								18 負担金、補助及び交付金	1,300	行橋市身体障害者福祉協会助成金
計	4,368,712	11,280	4,379,992	1,700	0	0	9,580			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総務費	1,082,090	59,396	1,141,486	25,583	0	0	33,813	1 報酬	4,238	会計年度任用職員報酬	
								3 職員手当等	564	時間外勤務手当	34
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	308
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	222
4 共済費	317	労働災害保険料	15								

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									会計年度任用職員共済費 302	
								8 旅費 44	普通旅費	
								10 需用費 45	消耗品費	
								12 委託料 4,467	システム改修委託料 2,011 遊具点検委託料 2,456	
								14 工事請負費 9,365	維持補修工事 3,700 改修工事 924 空調設備更新工事 4,741	
								18 負担金、補助及び交付金 40,356	保育所等給食支援事業補助金	
4 児童福祉施設費	0	27,131	27,131	18,087	0	0	9,044	18 負担金、補助及び交付金 27,131	老朽園舎建替工事等補助金	
5 子育て支援費	491,674	561	492,235	374	0	0	187	8 旅費 9 10 需用費 30 11 役務費 33 12 委託料 489	普通旅費 消耗品費 通信運搬費 子育て短期支援事業委託料	
計	6,867,600	87,088	6,954,688	44,044	0	0	43,044			

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 生活保護総務費	208,140	7,151	215,291	7,146	0	0	5	1 報酬	2,966	会計年度任用職員報酬	
								3 職員手当等	534	時間外勤務手当	157
										パートタイム会計年度任用職員期末手当	219
										パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	158
								4 共済費	207	会計年度任用職員共済費	
								10 需用費	176	消耗品費	130
										印刷製本費	46
								11 役務費	330	通信運搬費	
12 委託料	1,832	システム改修委託料									
17 備品購入費	1,106	パソコン	770								
		プリンター	336								
2 扶助費	2,594,108	198,722	2,792,830	149,041	0	0	49,681	19 扶助費	198,722	生活扶助費	
計	2,802,248	205,873	3,008,121	156,187	0	0	49,686				

## (款) 3 民生費

## (項) 4 老人福祉費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 老人福祉費	2,409,391	14,814	2,424,205	20,651	0	0	△5,837	18 負担金、 補助及び 交付金	5,657	地域介護・福祉空間整備等補助金 13,783 後期高齢者医療療養給付費負担金 △8,126
								27 繰出金	9,157	後期高齢者保険基盤安定繰出金
計	2,414,762	14,814	2,429,576	20,651	0	0	△5,837			

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 保健指導費	176,708	482	177,190	86	0	0	396	1 報酬	44	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当 等	103	時間外勤務手当
								7 報償費	197	講師謝礼 80 アプリを用いた運動促進 117
								10 需用費	137	消耗品費
								11 役務費	1	通信運搬費
4 環境衛生費	146,118	5,937	152,055	0	0	5,000	937	14 工事請負 費	5,838	火葬場施設整備工事
								17 備品購入 費	99	草刈機等
5 環境対策費	7,873	10,704	18,577	0	0	4,200	6,504	12 委託料	6,504	環境基本計画策定委託料

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	4,200	次世代自動車購入補助金	
計	555,680	17,123	572,803	86	0	9,200	7,837			

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 清掃総務費	991,928	64,360	1,056,288	43,425	2,600	0	18,335	11 役務費	148	手数料
								12 委託料	17,342	地質調査、測量、設計委託料
								14 工事請負費	3,445	工作物設置工事 453 環境課事業所維持補修工事 2,992
								24 積立金	43,425	環境衛生保全基金積立金
4 し尿処理施設費	335,844	10,378	346,222	0	3,500	2,490	4,388	11 役務費	500	手数料
								12 委託料	3,575	音無苑周辺環境検査委託料
								14 工事請負費	6,303	屋上防水工事
計	1,828,070	74,738	1,902,808	43,425	6,100	2,490	22,723			

## (款) 5 労働費

## (項) 1 労働諸費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 労働福祉費	23,373	135,663	159,036	0	133,900	0	1,763	14 工事請負費	135,663	空調設備改修工事
計	23,373	135,663	159,036	0	133,900	0	1,763			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 農業振興費	27,084	61,571	88,655	42,730	0	0	18,841	3 職員手当等	309	時間外勤務手当	
								8 旅費	103	普通旅費	
								10 需用費	492	消耗品費 燃料費	391 101
								11 役務費	29	通信運搬費	
								14 工事請負費	2,838	解体工事	
								18 負担金、補助及び交付金	57,800	環境保全型農業直接支払交付金 活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金 農業振興補助金 中山間地域等直接支払交付金 水田農業担い手機械導入支援事業補助金	640 1,752 4,045 12,833 10,102

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									森林・山村多面的機能発揮対策交付金 21 多面的機能支払交付金 28,407		
4 畜産業費	1,624	1,410	3,034	940	0	0	470	18 負担金、 補助及び 交付金	1,410	ふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金	
5 農地費	170,575	63,861	234,436	18,967	28,100	7,800	8,994	3 職員手当 等	400	時間外勤務手当	
								8 旅費	118	普通旅費	
								10 需用費	635	消耗品費 燃料費 印刷製本費	560 70 5
								11 役務費	20	通信運搬費	
								12 委託料	4,890	測量、設計委託料 図面等作成委託料	2,000 2,890
								14 工事請負 費	54,830	特定防衛施設周辺整備工事 一般農業用施設工事	4,130 50,700
								16 公有財産 購入費	2,523	用地	
								17 備品購入 費	410	草刈機等	
								18 負担金、 補助及び 交付金	35	福岡県土地改良事業団体連合会負担金	

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
7 土地改良費	113,838	24,392	138,230	6,000	1,400	712	16,280	3 職員手当等	208	時間外勤務手当
								8 旅費	30	普通旅費
								10 需用費	100	消耗品費
								12 委託料	11,000	測量委託料 2,000 弁護士訴訟費用 1,000 換地、測量設計委託料 8,000
								14 工事請負費	4,500	区画整理事業施設整備工事 1,500 一般農業用施設工事 3,000
								18 負担金、補助及び交付金	8,554	県営事業負担金 4,200 事務費負担金 81 調査等負担金 4,225 土地改良連合会負担金 48
計	463,074	151,234	614,308	68,637	29,500	8,512	44,585			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 林業振興費	19,157	2,133	21,290	0	0	2,133	0	10 需用費	121	消耗品費 86 燃料費 35
								11 役務費	10	通信運搬費
								12 委託料	2,002	公有林整備業務委託

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	19,157	2,133	21,290	0	0	2,133	0			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 3 水産業費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 水産業振興費	4,068	500	4,568	0	0	0	500	18 負担金、補助及び交付金	500	水産多面的機能発揮対策事業補助金
3 漁港管理費	5,612	42,359	47,971	24,966	15,800	0	1,593	14 工事請負費	34,076	漁港施設補修工事
								17 備品購入費	8,283	漁港施設用備品
4 漁港建設費	0	1,200	1,200	0	0	0	1,200	3 職員手当等	52	時間外勤務手当
								8 旅費	30	普通旅費
								18 負担金、補助及び交付金	1,118	施設整備補助金
計	44,201	44,059	88,260	24,966	15,800	0	3,293			

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 商工業振興費	72,275	2,984	75,259	0	0	2,500	484	3 職員手当等	37	時間外勤務手当	
								7 報償費	40	講師謝礼	
								8 旅費	407	普通旅費 費用弁償	395 12
								18 負担金、補助及び交付金	2,500	行橋市創業者支援事業補助金	
3 観光費	15,509	24,449	39,958	14,058	0	9,697	694	3 職員手当等	104	時間外勤務手当	
								8 旅費	136	普通旅費	
								10 需用費	298	消耗品費 食糧費 印刷製本費	217 18 63
								11 役務費	3,091	通信運搬費 広告料	49 3,042
								12 委託料	7,136	看板設置業務委託料 パンフレット作成委託料 実施設計委託料	2,568 1,375 3,193
								13 使用料及び賃借料	382	自動車等借上料 会場使用料	360 22
								14 工事請負費	541	トイレ改修工事	

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							17 備品購入費	83	サイクルステーション用備品	
							18 負担金、補助及び交付金	1,500	行橋市映像撮影ロケーション補助金	
							24 積立金	11,178	観光振興基金積立金	
計	206,828	27,433	234,261	14,058	0	12,197	1,178			

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路維持費	73,179	79,693	152,872	0	53,600	20,000	6,093	3 職員手当等	101	時間外勤務手当
								14 工事請負費	79,592	道路維持工事
2 道路新設改良費	74,035	143,073	217,108	54,070	41,600	23,500	23,903	3 職員手当等	914	時間外勤務手当
								8 旅費	197	普通旅費
								10 需用費	1,326	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							11 役務費	55	通信運搬費	
							12 委託料	12,296	地質調査、測量、設計委託料	
							13 使用料及び賃借料	1,729	土地等借上料	
							14 工事請負費	106,335	道路等整備工事	
							16 公有財産購入費	1,200	用地	
							18 負担金、補助及び交付金	17,721	J R 測量設計負担金	
							21 補償、補填及び賠償金	1,300	物件移転補償金	
3 基地周辺道路新設改良費	28,298	55,009	83,307	48,654	0	0	6,355	3 職員手当等	313	時間外勤務手当
								8 旅費	307	普通旅費
								10 需用費	310	消耗品費 210 燃料費 70 修繕料 30
								11 役務費	25	通信運搬費
								12 委託料	12,132	地質調査、測量、設計委託料 11,736 不動産鑑定委託料 396

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	36,422	道路等整備工事
								16 公有財産購入費	5,500	用地
4 橋りょう維持費	0	1,614	1,614	0	0	0	1,614	10 需用費	18	消耗品費
								14 工事請負費	1,500	橋りょう維持工事
								15 原材料費	96	橋りょう維持用原材料
計	199,047	279,389	478,436	102,724	95,200	43,500	37,965			

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 河川改良費	3,104	162,891	165,995	96,900	53,000	0	12,991	3 職員手当等	725	時間外勤務手当
								8 旅費	522	普通旅費
								10 需用費	342	消耗品費
										燃料費
										修繕料
								11 役務費	40	通信運搬費
								12 委託料	7,112	地質調査、測量、設計委託料
										不動産鑑定委託料
										2,112

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								14 工事請負費	118,650	河川改良工事 河川改良維持工事	70,650 48,000
								16 公有財産購入費	35,500	用地	
計	3,104	162,891	165,995	96,900	53,000	0	12,991				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	67,763	1,378	69,141	1,260	0	0	118	8 旅費	66	普通旅費
								10 需用費	24	消耗品費
								11 役務費	28	通信運搬費
								14 工事請負費	1,260	花壇整備工事
2 都市下水道費	33,213	368,676	401,889	159,350	144,800	50,000	14,526	3 職員手当等	468	時間外勤務手当
								8 旅費	155	普通旅費
								10 需用費	50	消耗品費
								12 委託料	21,755	設計等委託料
								14 工事請負費	346,248	雨水施設等更新工事 都市下水道施設改修工事

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 都市街路費	7,923	37,565	45,488	0	0	0	37,565	3 職員手当等	110	時間外勤務手当
								10 需用費	80	消耗品費
								12 委託料	5,500	街路樹等維持委託料
								14 工事請負費	500	街路整備工事
								18 負担金、補助及び交付金	31,375	県営事業負担金
4 都市公園費	82,312	63,750	146,062	33,800	18,700	0	11,250	3 職員手当等	159	時間外勤務手当
								8 旅費	204	普通旅費
								10 需用費	18	消耗品費
								12 委託料	7,700	長寿命化計画見直し業務委託料
								14 工事請負費	55,669	都市公園整備工事
5 駅周辺整備対策費	10,576	35,789	46,365	29,500	3,000	2,158	1,131	3 職員手当等	134	時間外勤務手当
								8 旅費	109	普通旅費
								10 需用費	65	消耗品費
								14 工事請負費	35,481	改修工事
計	203,397	507,158	710,555	223,910	166,500	52,158	64,590			

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 住宅管理費	80,911	0	80,911	840	0	0	△840		財源更正	
3 住宅建設費	0	35,350	35,350	8,164	4,100	16,000	7,086	3 職員手当等	176	時間外勤務手当
								8 旅費	109	普通旅費
								10 需用費	93	消耗品費
								12 委託料	11,000	設計等委託料
								14 工事請負費	23,972	補修工事 解体工事
計	191,295	35,350	226,645	9,004	4,100	16,000	6,246			

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 常備消防費	909,561	8,885	918,446	740	0	2,282	5,863	3 職員手当等	350	時間外勤務手当	
								8 旅費	482	普通旅費 研修旅費	392 90
								10 需用費	2,318	消耗品費	
								11 役務費	213	通信運搬費 手数料	31 182
								14 工事請負費	3,223	消防施設改修工事	

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	2,149	消防用備品
								18 負担金、補助及び交付金	150	教養関係負担金
2 非常備消防費	80,769	8,008	88,777	0	8,000	0	8	14 工事請負費	8,008	消防施設改修工事
計	990,330	16,893	1,007,223	740	8,000	2,282	5,871			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 教育指導費	316,198	6,015	322,213	1,660	0	3,207	1,148	1 報酬	1,242	会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	165	パートタイム会計年度任用職員期末手当 101 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 64
								4 共済費	156	労働災害保険料 5 会計年度任用職員共済費 151
								7 報償費	90	講師謝礼
								8 旅費	300	普通旅費
								10 需用費	853	消耗品費 803

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									印刷製本費	50
								11 役務費	2	通信運搬費
								12 委託料	3,207	学力テスト実施事業委託料
計	509,445	6,015	515,460	1,660	0	3,207	1,148			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	326,691	3,235	329,926	0	0	0	3,235	12 委託料	3,235	樹木管理委託	
3 学校施設整備費	0	42,216	42,216	11,694	0	16,000	14,522	8 旅費	30	普通旅費	
								12 委託料	17,505	実施設計委託料	
								14 工事請負費	24,681	外壁改修工事	7,326
										電話回線工事費	3,440
										プール改修工事	13,915
計	363,299	45,451	408,750	11,694	0	16,000	17,757				

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	192,310	9,227	201,537	6,688	0	0	2,539	8 旅費	30	普通旅費

## (款) 10 教育費

## (項) 3 中学校費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								12 委託料	1,765	樹木管理委託
								17 備品購入費	7,432	学校用備品
3 学校施設整備費	0	40,768	40,768	15,098	0	19,000	6,670	12 委託料	19,967	実施設計委託料
								14 工事請負費	20,801	プール改修工事
計	240,704	49,995	290,699	21,786	0	19,000	9,209			

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 公民館費	108,222	65,827	174,049	47,500	0	2,500	15,827	8 旅費	60	普通旅費	
								12 委託料	1,150	空調設備保守点検委託料	
								14 工事請負費	62,117	浄化槽取替工事 公民館改修工事	13,497 48,620
								18 負担金、補助及び交付金	2,500	一般コミュニティ助成事業助成金	
4 文化財保護費	108,263	55,394	163,657	33,353	3,800	4,225	14,016	8 旅費	15	普通旅費	
								10 需用費	1,339	消耗品費 印刷製本費	15 1,324
								12 委託料	222	不動産鑑定委託料	

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	7,098	改修工事
								16 公有財産購入費	46,720	用地
8 図書館費	218,472	660	219,132	330	0	0	330	12 委託料	660	イベント委託料
計	788,106	121,881	909,987	81,183	3,800	6,725	30,173			

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育総務費	59,681	13,267	72,948	0	0	6,962	6,305	3 職員手当等	249	時間外勤務手当
								7 報償費	3,265	スポーツ大会参加選手激励金
								10 需用費	52	消耗品費
								11 役務費	2	保険料
								12 委託料	990	調査等委託料
								18 負担金、補助及び交付金	8,709	マラソン大会補助金 8,309 スポーツフェスタ事業補助金 400
2 体育施設費	91,679	34,470	126,149	18,600	0	0	15,870	12 委託料	4,092	設計等委託料
								14 工事請負費	20,918	改修工事

## (款) 10 教育費

## (項) 5 保健体育費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	9,460	体育施設用備品
3 学校給食費	831,932	93,429	925,361	0	82,800	0	10,629	3 職員手当等	62	時間外勤務手当
								10 需用費	3,911	消耗品費 16 修繕料 3,895
								14 工事請負費	83,259	補修工事 385 機械更新工事 82,874
								18 負担金、補助及び交付金	6,197	学校給食費補助金等
計	983,292	141,166	1,124,458	18,600	82,800	6,962	32,804			

## (款) 13 諸支出金

## (項) 1 繰出金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 繰出金	1,633,281	1,204	1,634,485	0	0	0	1,204	27 繰出金	1,204	介護保険特別会計 1,050 後期高齢者医療特別会計 154
計	1,633,281	1,204	1,634,485	0	0	0	1,204			

# 給 与 費 明 細 書

## 2. 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(446) 473	771,973	1,967,785	1,504,429	4,244,187	795,053	5,039,240	
補正前	(441) 473	763,483	1,967,785	1,496,819	4,228,087	794,373	5,022,460	
比 較	(5) 0	8,490	0	7,610	16,100	680	16,780	

注 ( )内は、短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	管理職手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	合 計 (千円)
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	66,894	83,078	126,418	38,764	8,010	1,018,627	30,076	43,881	88,067	614	1,504,429
	補正前	66,894	83,078	119,880	38,764	8,010	1,017,555	30,076	43,881	88,067	614	1,496,819
	比 較	0	0	6,538	0	0	1,072	0	0	0	0	7,610

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5) 457	—	1,917,235	1,345,382	3,262,617	630,627	3,893,244	
補正前	(5) 457	—	1,917,235	1,338,844	3,256,079	630,627	3,886,706	
比 較	(0) 0	—	0	6,538	6,538	0	6,538	

注 ( )内は、短時間勤務職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	管理職手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	合 計 (千円)
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	66,894	81,053	125,858	38,764	8,010	863,327	28,914	43,881	88,067	614	1,345,382
	補正前	66,894	81,053	119,320	38,764	8,010	863,327	28,914	43,881	88,067	614	1,338,844
	比 較	0	0	6,538	0	0	0	0	0	0	0	6,538

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 料 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(441) 16	771,973	50,550	159,047	981,570	164,426	1,145,996	
補正前	(436) 16	763,483	50,550	157,975	972,008	163,746	1,135,754	
比 較	(5) 0	8,490	0	1,072	9,562	680	10,242	

注 ( )内は、パートタイム会計年度任用職員である。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	特 殊 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	退 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	合 計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	—	2,025	560	—	—	155,300	1,162	—	—	—	159,047
	補正前	—	2,025	560	—	—	154,228	1,162	—	—	—	157,975
	比 較	—	0	0	—	—	1,072	0	—	—	—	1,072

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給料改定に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手 当	7,610	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	7,610	時間外勤務手当、期末勤勉手当の増

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
じん芥収集車購入	33,426	—	—	令和9年度	33,426			33,426	0
市営住宅長寿命化改修事業	23,958	—	—	令和9年度	23,958	3,591	4,300		16,067
令和9年度貸付行橋市条件付返還 免除型奨学金	月額20,000円に各奨学生(2 5名以内)の正規修業期間月 数を乗じて得られた額の総額	—	—	令和9年度以降行橋市 条件付返還免除型奨学 金条例第6条に定める期 間の満了まで	限度額 に同じ				限度額 に同じ

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 公共事業等債	2,752,371	2,771,448	230,400	248,188	2,753,660
2 一般単独事業債	829,103	838,148	121,500	116,197	843,451
3 公営住宅整備事業債	850,392	757,304	4,100	80,893	680,511
4 学校教育施設等整備事業債	1,602,789	1,350,690	28,500	218,322	1,160,868
5 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	504,417	536,185	166,600	38,442	664,343
6 一般補助施設整備等事業債	250,852	432,438		24,323	408,115
7 全国防災事業債	46,675	25,100		1,679	23,421
8 災害復旧事業債	64,655	78,037		9,811	68,226
9 一般廃棄物処理事業債	411,957	427,549	3,500	32,224	398,825
10 緊急防災・減災事業債	329,041	726,922	375,900	68,609	1,034,213
11 緊急自然災害防止対策事業債	64,860	79,268	73,900	3,138	150,030
12 緊急浚渫推進事業	123,340	139,908	21,000	13,312	147,596
13 財源対策債	2,023,975	1,852,386		180,084	1,672,302
14 減税補填債	8,624	2,005		2,005	
15 減収補填債	54,850	51,437		3,415	48,022
16 臨時財政対策債	8,100,175	7,270,317		791,834	6,478,483
17 都道府県貸付債	33,142	24,537	3,500	8,605	19,432
18 その他(一般会計出資債)	763,522	724,439	8,300	46,216	686,523
計	18,814,740	18,088,118	1,037,200	1,887,297	17,238,021

議案第47号

令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算について

令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

# 令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算(第1次)(案)

## 令和8年度行橋市介護保険特別会計補正予算(第1次)

令和8年度行橋市の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額6,598,335千円に歳入歳出それぞれ2,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,600,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		1,517,515	1,049	1,518,564
	2 国庫補助金	418,394	1,049	419,443
8 繰入金		981,067	1,050	982,117
	1 他会計繰入金	969,554	1,050	970,604
歳入	合計	6,598,335	2,099	6,600,434

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		104,666	2,099	106,765
	1 総務管理費	43,382	2,099	45,481
歳 出	合 計	6,598,335	2,099	6,600,434

# 予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
4 国庫支出金	1,517,515	1,049	1,518,564
8 繰入金	981,067	1,050	982,117
歳 入 合 計	6,598,335	2,099	6,600,434

1. 総括  
(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	104,666	2,099	106,765	1,049	0	0	1,050
歳出合計	6,598,335	2,099	6,600,434	1,049	0	0	1,050

## 2. 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 介護保険事業費補助金	0	1,049	1,049	1 介護保険事業費補助金	1,049	介護保険事業費補助金
計	418,394	1,049	419,443			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	969,554	1,050	970,604	2 事務費繰入金	1,050	事務費繰入金
計	969,554	1,050	970,604			

### 3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	43,382	2,099	45,481	1,049	0	0	1,050	12 委託料	2,099	システム改修委託料
計	43,382	2,099	45,481	1,049	0	0	1,050			

議案第48号

令和8年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算について

令和8年度行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算は、別案のとおりとする。

令和8年6月2日提出

行橋市長 工藤政宏

令和8年度 行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)(案)

## 令和8年度 行橋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）

令和8年度行橋市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額1,614,784千円に歳入歳出それぞれ36,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,651,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日 提出

行橋市長 工藤 政宏

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,202,583	27,223	1,229,806
	1 後期高齢者医療保険料	1,202,583	27,223	1,229,806
3 繰入金		408,893	9,311	418,204
	1 一般会計繰入金	408,893	9,311	418,204
歳入	合計	1,614,784	36,534	1,651,318

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,570,401	36,534	1,606,935
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,570,401	36,534	1,606,935
歳 出	合 計	1,614,784	36,534	1,651,318

# 予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	1,202,583	27,223	1,229,806
3 繰入金	408,893	9,311	418,204
歳 入 合 計	1,614,784	36,534	1,651,318

1. 総括  
(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,570,401	36,534	1,606,935	0	0	36,534	0
歳出合計	1,614,784	36,534	1,651,318	0	0	36,534	0

## 2. 歳入

### (款) 1 後期高齢者医療保険料

#### (項) 1 後期高齢者医療保険料

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	798,372	18,135	816,507	1 現年度分	18,135	現年度分
2 普通徴収保険料	404,211	9,088	413,299	1 現年度分	9,088	現年度分
計	1,202,583	27,223	1,229,806			

### (款) 3 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	74,858	154	75,012	1 事務費繰入金	154	事務費繰入金
2 保険基盤安定繰入金	334,035	9,157	343,192	1 保険基盤安定繰入金	9,157	保険基盤安定繰入金
計	408,893	9,311	418,204			

### 3. 歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,570,401	36,534	1,606,935	0	0	36,534	0	18 負担金、 補助及び 交付金	36,534	保険料負担金 27,223 事務費負担金(現年度分) 154 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 9,157
計	1,570,401	36,534	1,606,935	0	0	36,534	0			